

目 次

平成28年度 税制改正<主要改正点> …… 1 事務局レポート 理事会議事録…………… 6
 断熱圧縮による「焼け」はどうして起こるか… 5

平成28年度 税制改正<主要改正点>

— 財務省 資料等より抜粋しました —

1. 法人税関連

(1) 法人税率の引下げ

法人税の税率(現行23.9%)について、2016年4月1日以後に開始する事業年度は23.4%、2018年4月1日以後に開始する事業年度は23.2%と段階的に引下げられます。

事業年度 開始日	現 行			改正案					
	2015年4月1日～			2016年4月1日～			2018年4月1日～		
	法人税率		実効税率	法人税率		実効税率	法人税率		実効税率
	年800万円 超	年800万円 以下(注3)	32.11% 33.06% (東京都)	年800万円 超	年800万円 以下(注3)	29.97% 30.86% (東京都) (注4)	年800万円 超	年800万円 以下	29.74% 30.62% (東京都) (注4)
大法人	23.9%			23.4%			23.2%		
中小法人、人格 なき社団(注2)	23.9%	15%	34.33% 35.36% (東京都)	23.4%	15%	33.80% 34.81% (東京都)	23.2%	—	33.59% 34.59% (東京都)
公益法人、協同 組合、特定医療 法人	18%、22%	15%	—	19%、22%	15%	—	19%、22%	—	—

(注1) 実効税率算式：(法人税率×<1+地方法人税率+住民税率>+事業税率)÷(1+事業税率)

(注2) 中小法人(資本金額が1億円以下であるもの又は資本等を有しないもの)、協同組合等をいう。

(2) 課税ベースの拡大

2016年度税制改正では、法人実効税率を約2.37%(2018年度分まで)引下げることとし、その財源としては、欠損金の繰越控除の更なる見直しと赤字法人の課税強化(外形標準課税の外形部分の課税強化)が盛り込まれましたが、減価償却制度については企業の積極的な投資への影響に鑑み、部分的な手直し

となっています。中小法人等の課税制度については、次年度以後の検討として2016年度での改正は見送られています。

(3) 欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金の繰越控除制度は2015年度税制改正で既に見直しが行われましたが、今回2016年度税制改正で実効税率の引下げが盛り込まれたことを受け、財源確保と改革に伴う企業経営への影響の平準化の観点から、更に見直しが行われました。

改正により、控除制度割合が2016年度以後、5%ずつ段階的に引下げられ、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間等を10年(現行9年)に延長する措置が1年遅れて適用になります。

事業年度開始日		2015年4月1日～ 2016年3月31日	2016年4月1日～ 2017年3月31日	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～
控除限度割合 (中小企業等を除く)	現行	65%		50%	
	改正案	65%	60%	55%	50%
繰越控除期間 欠損年度の帳簿保存期間 欠損金額の更正期限/更正の請求期間	現行	9年		10年	
	改正案	9年		10年(注)	

(注)2018年4月1日以降に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用

(4) 減価償却制度の見直し

2016年4月1日以後に取得する建物付属設備及び構築物の償却方法について、定率法が廃止されます。建物付属設備及び構築物は定額法のみとなります。リース期間定額法、取替法等は存置されます。

資産区分	資産の取得時期			
	1998年4月1日～	2007年4月1日～	2012年4月1日～	2016年4月1日～
建物	旧定額法	定額法		
建物付属設備、構築物	定率法 又は250%定率法			定額法
機械装置、工具器具備品、車両運搬具、船舶、航空機	旧定額法 又は旧定率法	定率法 又は250%定率法	定率法 又は200%定率法	定率法 又は200%定率法
無形資産	旧定額法	定額法		
国外リース資産	旧国外リース期間定額法	国外リース期間定額法		

(5) 租税特別措置の見直し

2015年度税制改正と同じく、政策税制の内容により期限到来により廃止されるもの、内容を見直しした上で期限延長するもの、政策的重要性から期限延長するもの等に区別し、対応を図っています。

○適用期限の定めのある政策税制について、期限到来により廃止されるもの(抜粋)

政策税制名	適用期限等
生産性向上設備投資促進税制	2017年3月31日までに取得・事業供用(即時償却及び税額控除率の上乗せ措置は、2016年3月31日期限)

○政策の重点化や対象の見直し等が行われるもの(抜粋)

政策税制名	改正案
中小企業等々の少額原価償却資産の取得価格の損金算入の特例	対象となる中小企業を見直し、適用期限を2年延長
国家戦略特別区域、国際戦略総合特別区域において機械等を取引した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除制度	繰越税額控除制度を廃止する等の見直し、適用期限を2年延長
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取引した場合の特別償却または税額控除制度	適用要件を見直し、適用期限を2年延長

○政策的重要性が高い措置の拡充・延長(抜粋)

政策税制名	改正案
交際費等の接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例	適用期限を2年延長

(6) 地方税の見直し

○法人事業税の税率及び地方法人特別税の税率の改正

資本金1億円超の普通法人に適用される外形標準課税の税率及び、地方法人特別税の税率が見直されます。

		2015年度改正前	現行(2015年度税制改正)	改正案
事業年度開始日		2014年4月1日～	2015年4月1日～	2016年4月1日～
付加価値割		0.48%	0.72%	1.2%
資本割		0.2%	0.3%	0.5%
所得割	年400万円以下の所得	3.8%(2.2%)	3.1%(1.6%)	1.9%(0.3%)
	年400万円超800万円以下の所得	5.5%(3.2%)	4.6%(2.3%)	2.7%(0.5%)
	年800万円超の所得	7.2%(4.3%)	6.0%(3.1%)	3.6%(0.7%)
地方法人特別税の税率		67.4%	93.5%	414.2%(注)

2. 中小法人関連

- (1) 中小企業者等(注1)の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上、その適用期限が2年延長されます。
- (2) 中小企業者の事業再生に伴い、特定の組合財産(注2)に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例(措法67の5の2、資産の評価益の額又は評価損の額の益金又は損金算入)について、対象となる中小企業者の範囲や確定申告書の添付書類の記載事項を見直した上で、その適用期限が3年延長されます。
- (3) 中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の中小企業者等(注1)が、同法の施行から2019年3月31日までの間に、認定生産性向上計画(仮称)に記載された生産性向上設備(仮称)のうち一定の機械・装置(注3)を取得した場合には、固定資産税の課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする措置が講じられます。
- (4) 交際費等の接待飲食費に係る損金算入の特例(飲食のために支出する費用(社内接待費を除く)の額の50%の損金算入)及び中小法人に係る損金算入の特例(800万円の定額控除額の損金算入)の適用期限を2年延長されます。

(注1)次に掲げる法人をいう。

(i) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

但し、同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除く。

(ii) 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

(注2) 2以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る

(注3) 販売開始から10年以内のもの、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの、1台・1基の取得価額が160万円以上のもの、の要件をすべて満たすもの

3. 消費税関連

(1) 消費税の軽減税率制度の導入

2017年4月1日からの消費税率引上げに伴い、軽減税率制度が導入されます。又、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として2021年4月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。

軽減税率8%対象は、飲食料品の購入(外食サービスを除く)及び定期購読契約に基づく週2回以上発行される新聞の購読です。

インボイス制度が導入されるまでの期間は、仕入税額控除について現行の請求書等保存方式が維持されますが、軽減税率適用の課税仕入れには当該資産である旨その他の記載を請求書等に記載することと

されます。なお異なる税率の区分経理が困難な場合には簡便法が認められます。

インボイス制度導入以後は、現行の請求書等保存方式に替えて、適格請求書発行事業者（仮称）から発行された適格請求書（仮称）の保存が仕入税額控除の要件とされます。

(2) 消費税の中小企業者に対する特例措置等

簡易課税制度の適用を受けていない課税事業者が、以下のいずれかに該当する場合は、高額資産の仕入れ等から3年間、免税点制度及び簡易課税制度の適用が認められないこととされます。

取引等	免税点等不適用期間
一取引単位の支払対価が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産の課税仕入れ、又は輸入を行った場合	仕入等の日の属する課税期間の初日以後3年経過日の属する課税期間
自家建設資産の費用の額が税抜1,000万円以上である場合	費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年経過日の属する課税期間

上記の改正は、2016年4月1日以後行われる高額資産の仕入れ等について適用されます。但し、2015年12月31日までに締結した契約に基づき、2016年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合には、適用されません。

4. その他

(1) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体に対する寄附金は全額損金算入ですが、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して寄附を行った場合に、更に法人事業税、法人住民税の税額控除が認められます。

① 対象となる寄附金

地方版総合戦略を策定する地方公共団体（財力指数が1以上の不交付団体、全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域を除く）で、かつ国が認定した地方創生事業に対するもの
但し、本社の立地する地方公共団体に対して寄附を行う場合は対象になりません。

② 寄附金の下限額

1事業当たりの寄附金の下限額は100千円

③ 税額控除の限度額

控除対象	控除額の上限
① 法人事業税	10%
② 法人住民税	20%
③ 法人税	対象寄附金額の30% - ①-②

適用開始時期：2016年4月1日以後開始事業年度

(2) 雇用促進税制の見直し

現在は、正社員か非正社員を問わず雇用者数が5人以上（中小企業者は2人以上）増加し、かつ雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、適用年度における法人税の額（個人事業主の場合は所得税の額）から、雇用者増加数1人当たり400千円の控除が受けられますが、対象となる雇用者が正社員に限定されます。

また、対象地域は雇用環境の悪い地域（有効求人倍率が全国平均の2/3以下）に限定されます。

適用開始時期：2016年4月1日以後開始事業年度より

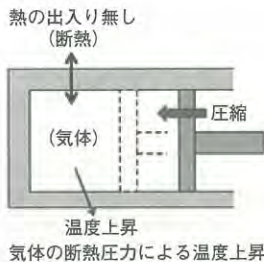
(3) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例創設

相続開始直前において被相続人の居住の用に供されていた昭和56年5月31日以前に建築された家屋で、被相続人以外に居住をした者がいなかった家屋及び土地を相続取得したものが、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合、居住用財産の譲渡所得の30百万円控除を適用できます。

断熱圧縮による「焼け」はどうして起こるか

射出成形するときにシリンダ内で樹脂が熱分解すると成形品が変色する、または茶褐色筋状の焼けが発生するなどの不良現象が起きる（以下この現象を不良Aとする）。ところが、型内のガス抜けの悪い箇所では成形品表面に真黒な焼けが発生することがある（以下この現象を不良Bとする）。同じ焼けであるにもかかわらず、なぜこのように異なる不良現象を示すのであろうか。不良現象Aはシリンダ内での滞留中に熱と酸素の影響で樹脂が熱酸化分解することが原因である。一方、不良現象Bは断熱圧縮による焼けが原因であると言われている。

断熱圧縮とは図のように熱の出入りが無い状態で圧縮することである。気体を断熱圧縮すると温度上昇する。



断熱圧縮を利用した装置にはディーゼルエンジンがある。ピストンを用い圧縮加熱した空気、液体燃料を噴射させて着火させている。発火点を越えた圧縮空気内に液体燃料を噴射させると自己発火する。このときの圧力を利用してエンジンを駆動させている。

型内の断熱圧縮による焼けについては、最近可視化技術を用いた成形実験によって発生機構が明らかにされている。

東大横井研究室で作成した可視化DVDを見ると断熱圧縮による焼けの原理をよく理解できる（横井秀俊編、射出成形現象の可視化Ⅰ、Ⅱ総集編）1項(2)⑧。同DVDによると、ポリスチレンを射出成形したとき型内のガス逃げの悪い箇所を樹脂圧で断熱圧縮すると、封じ込められたガスが温度上昇して発火する現象が確認されている。この現象の解説では「キャビティ内で火事が起きた痕跡」と表現している。火事が起きる原因は、次のように考えられる。

①ガスを断熱圧縮すると高温になり樹脂が瞬時に熱分解する。

②熱分解によって可燃性ガス（一酸化炭素、メタンガス、モノマー類など）が発生する。

③ガスには空気（酸素）も含まれるため混合ガスが発火点以上になると発火して樹脂が燃えて瞬時に炭化物（真黒な焼け）が生成する。

なお、一般的に樹脂の発火温度は400℃～600℃とされている。

また、断熱圧縮による焼けは可塑化シリンダ内でも起こるとい報告もある（安江昭、中川一馬、荒木克之、千葉英貴、成形加工、26(4),p.162～165(2014)）。可視化シリンダを用いて可塑化工程を観察すると、スクリュの計量ゾーンで気泡の発生が観察され、この部分から発火する現象が観察されている。この実験では、発火原因について次のように説明されている。材料はメタクリル樹脂を用いているので、断熱圧縮によって高温になると樹脂が熱分解してメタクリル酸メチルが生成する。メタクリル酸メチルは可燃性であり、発火点は421℃である。断熱圧縮により空気と可燃性ガスの混合ガスが発火点以上に温度上昇すると容易に発火する。

因みに、断熱圧縮による温度上昇は次式で推算できる。

$$T_2 = T_1 \left(\frac{P_2}{P_1} \right)^{\frac{\gamma-1}{\gamma}}$$

T_1 : 圧縮前のガス温度（絶対温度K（ケルビン））
 T_2 : 圧縮後のガス温度（絶対温度K）

P_1 : 圧縮前の圧力 P_2 : 圧縮後の圧力
 γ : 気体の比熱比（定圧比熱/定容比熱）

例えば、 T_1 を圧縮直前の型内空気温度を100℃と仮定すると絶対温度では373Kとなる。 P_1 を0.1MPa（大気圧）、 P_2 を3MPa（樹脂圧）とする。また、ガスの主成分は空気であるので比熱比は1.4である。上式にこれらの値を代入して圧縮後の温度 T_2 を計算すると次の通りである。

$$\begin{aligned} T_2 &= 373\text{K} \times (3\text{MPa}/0.1\text{MPa})^{(1.4-1)/1.4} \\ &= 1,000\text{K} \\ &= 727^\circ\text{C} \end{aligned}$$

あくまでも仮定の計算であるが、断熱圧縮によってガスの温度は非常に高温になるので、発火して樹脂が燃えるために真黒な焼けが発生すると考えられる。（案山子）

事務局レポート

■第349回 理事会議事録

1. 日 時 平成28年3月16日(水)
14時00分～15時20分
2. 場 所 東日本プラスチック健保会館
3階「第1集会室」
東京都台東区柳橋1-1-4
TEL. 03-3862-1051
3. 出席者
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 大野 泰昭 | 大井 英一 | 佐藤 昭 |
| 川野 幸博 | 安達 七郎 | 嶋田 修二 |
| 内藤 隆夫 | 山下慎一郎 | 白石 恵一 |
| 平塚 隆文 | 曾我部 上 | 大川 哲郎 |
| 滝口 裕 | 肥後 武重 | 腰越 稔 |
| 小松 幹也 | 関根 忠 | 小林 輝男 |
| 武田 久徳 | 高橋 廣 | |
- 以上出席20名(理事総数28名)
- 野邊弘一郎 (以上監事1名)
- 住田 嘉久 (以上オブザーバー1名)

4. 会長挨拶

本日は3月の決算月のお忙しい中、お集まりいただき有難うございます。

ほとんどの理事の皆様はご存じだと思いますが、全日本プラスチック製品工業連合会・東日本プラスチック製品工業会の前会長の齋藤さんと東日本プラスチック製品工業会の元副会長の白石さんが2月に亡くなりました。お二人のご冥福をお祈り申し上げ、黙とうを捧げたいと思います。それでは皆様お手数ですが起立していただきたいと思います。「黙とう」、「お直りください」ご協力有難うございました。

お話が変わりますが「産業用ロボットどう進化」という題名で、ファナックの稲葉社長の話が新聞に掲載されていました。以下ご紹介いたします。

ロボットの歴史を振り返ると1970年代の産業用ロボットの普及、2000年代のソニー「AIBO」に続き、現在は第三次ロボットブームと言われています。

安倍内閣が成長戦略の一環にロボット産業の振興を位置付けて、後押ししていることもあり注目が高まっているそうです。

ソフトバンクグループの「ペッパー」のよう

なサービス型の登場は、ロボットを身近に感じてもらふ機会になるだろうし、産業用ロボットでも顧客が導入を検討する機運は高まってきています。

「産業用ロボットは近年どう進化していますか」の質問には、曰く、2つの流れがあるそうです。

一つ目は表面を柔らかい素材で覆い、人と接触するとセンサーで感知して停止する 協調型ロボットの登場だそうです。これまでは作業員の安全確保のため柵の中に隔離しなければならなかったが、協調型は人とロボットが同じ作業を分担するなど柔軟にラインを組めるようになったそうです。

二つ目はAI(人工知能)のソフトを導入することによる進化も顕著だそうです。自ら学ぶことで動き方を改善し、人間に一步近づいた存在になりまたネットワーク接続によりロボット同士がコミュニケーションをとり、作業の分担を相談するような機能の開発も進めているそうです。

「今後の技術目標は」の質問には、ロボットは正確な動きはできるが不器用だそうです。柔らかいケーブルをつかみねじりながら差し込む動きはまだできないので、繊細な動きを実現することに目標を置いているし、またロボットの故障予知にも大いに取り組んでいるそうです。

今後はロボットと人とのすみ分けがどうなっていくかまた人間がロボットを生活の中にどう生かしていくかを見守る必要があると思います。

本日は理事会の後、協同組合の会合も控えておりますので、スムーズな進行をお願いしましてご挨拶にかえさせていただきます。

5. 議事録署名人

議長は、定款第34条により、同人と野邊弘一郎監事が議事録に捺印する事を説明し了承されました。

6. 議 事

議題1. 経過報告

(1) 役員会等の開催

1月21日 第348回理事会 上野精養軒
1月21日 第173回幹部会 上野精養軒

(2) 部会・委員会の開催

① 技能検定運営委員会

3月9日～4月1日 当協会
前期検定申請受付
東日本協会

② 能力開発推進委員会

3月5, 6日 実技講習会(1級) 板橋校

3月12, 13日 実技講習会(1級) 板橋校

③ 青年経営研究会(JPO)

2月10日 役員会・新年会 原宿「南国酒家」

④ 経営改善強化部会

3月13日 改善事例発表会 健保会館

(3) 支部会等の開催

2月23日 埼玉支部・振興会合同新年会
うらわ会館

3月7日 城南支部会
高輪「和彊館(わきょうかん)」

3月10日 品川支部会
品川プリンスホテル「味街道五十三次」

3月11日 都心支部会 原宿「南国酒家」

3月14日 江東支部会
東武ホテルレバンテ東京

(4) 全日本プラ連合会

1月29日 正副会長会・第179回理事会
第一ホテル東京

1月29日 新年賀詞交歓会 第一ホテル東京

議題2. 会員の入会・退会承認の件

(1) 入会の部

正会員 1社

① 会社名 東新プラスチック㈱
品川支部

所在地 東京都八王子市石川町2972-11

代表者 高橋 誠

業種 各種精密成形加工

賛助会員 1社

① 会社名 ㈱サタケ 東京本社
所在地 東京都千代田区外神田4-7-2

代表者 佐竹 利子

業種 各種選別機、精密機、保存食

議題3. 第48回通常総会開催の件

開催日、会場については前回理事会で承認された通りであり、今回は下記の議案について、事務局より概略説明した。

議案

○平成27年度本部収支見込

収入は、ほぼ予算通り34,400千円の見込み、支出は、支部還付金810、消費税300千円さらに退職引当金800千円の支払いを見込んだ後、若干のプラス(+178千円)。

○平成28年度収支予算

会費収入、支出は資料3の通り。マイナス予算であるが、収入増と経費節減を目指して執行したい。

○平成28年度事業計画案

資料のとおり、新年度国内景気の見通しが不透明な状況でもあり、引き続き気を引き締めて取組む。特に業界振興促進事業では、新しい産業革命といわれるIOT等経営情報の提供を加えた。

○役員改選

支部推薦理事候補については、資料に掲載通りほぼ出そろった。今回、新たな支部推薦候補は3名。

なお、本部推薦候補者は、4月に役員選衡委員会を開催し、理事候補が決まる予定。

理事の任期は、総会開催日から次の(2年後の)総会前日までである。

以上について、議長が議場へ意見を求めたが、特になく了承された。

【報告事項】

1) 国の補助金制度

27年度補正予算関連の「モノづくり補助金」、並びに「省エネ・生産性促進補助金」について概略説明した。

2) 連合会行事

事務局会議(3月28日(月)15時00分～、Hアソシア新横浜)

理事会(4月21日(木)15時00～、H日航大阪)

通常総会(6月02日(木)15時～、宝塚温泉 ホテル若水)

自民党「下請中小企業等対策小委員会」(3/11)出席報告 資料11

3) 東日本プラスチック製品工業協同組合

第13回通常総会→東日本第350回理事会

(4月13日(水))終了後、同会場で開催予定。

4) 平成28年度通信講座、新入社員教育講座の受講生の派遣お願い

5) APM会 平成28年度第169回ゴルフ会開催

平成28年4月6日(水)久能C C

9:03アウト・インスタート

6) 製品技術部会・日精樹脂工場見学会のご案内

以上をもって、第349回理事会における審議を終了し、議長は15時10分、理事会の閉会を宣した。

業界OBの皆様の年金制度を継続します

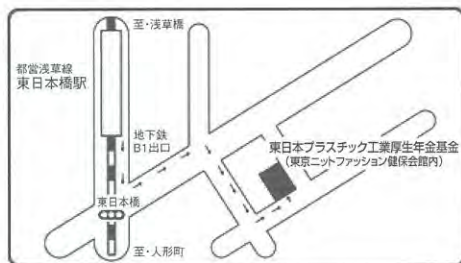
当基金では、一昨年4月施行の厚生年金基金制度法改正に対し、東日本プラスチック業界のOBの皆様のお老後安定に貢献すべく、持続可能な制度設計へ抜本改訂を行ったうえで年金制度を継続する方針を決定いたしました。現在、加入中の事業所様への引続きのご支援をお願い申し上げますとともに、未加入の事業所様におかれましても、新制度へのご加入をご検討賜りたくお願い申し上げます。

法改正の内容や当基金の検討状況など、ご質問等がございましたら当基金までお寄せください。

東日本プラスチック工業厚生年金基金

理事長 宮越 健
常務理事 栗城 靖

住所 〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-5-13
東京ニットファッション健保会館2階
TEL 03-3862-4308 FAX 03-3851-7976



東日本プラスチック製品工業協同組合

～今後とも、会員企業のお役に立つよう下記の事業に積極的に取組んでまいります～

- 各種ユニフォーム・事務服、安全靴、タオル等斡旋
- ETCカード事業、廃プラ事業
- 団体医療共済保険、PL保険、団体生命保険
- ソフトサラシタオル斡旋
- ポリマー辞典、サタケ保存食の斡旋

上記事業を一般社団法人東日本プラスチック製品工業協会と連携して実施しています。ご用命は下記へ。

東日本プラスチック製品工業協同組合
代表理事 嶋田 修二
電話 03-3541-4321 Fax 03-3541-4324